

会 費 納 入 規 定

会 費 の 納 入

- 第 1 条 会費は原則として、毎月 27 日（休日の場合はその翌営業日）に、1 ヶ月分を納入しなければならない。
但し、事前申告により一括納入もできるものとする。
- 第 2 条 一括納入する場合、当該年度前年の 12 月 20 日までに申告書類を添付して、専務理事まで提出しなければならない。
- 第 3 条 会費が 2 ヶ月連続して未納の場合は、その旨催告して、特別な理由があると認められない場合、定款第 11 条に基づき除名審議をすることができる。
- 第 4 条 会費の徴収方法については、理事会及び委員会に於いて定め、その都度徴収する。
- 第 5 条 臨時会費については、理事会及び委員会に於いて定め、その都度徴収する。

付記事項 この規程は 2,006 年度より適用する。但し、2005 年度新入会員については、特別に 2005 年度より適用する、

（平成 17 年 7 月 26 日の理事会にて変更追加）

庶務規定

第 1 章 慶 弔

- 第 1 条 本会議所会員にして慶弔のあった場合は、次の規定に依り慶弔金を給付する。
会員中に該当者がある場合は、必ず事務局へ通知すること。
- 第 2 条 給付に関しては次の通り定める。返礼は不要とする。
- (1) 正会員の結婚の場合 10,000 円又は記念品
 - (2) 正会員の死亡の場合 30,000 円
 - (3) 正会員の配偶者及び原則として直系家族(2 親等以内)の死亡の場合
10,000 円
 - (4) 特別会員死亡の場合 10,000 円
 - (5) 名誉会員、賛助会員死亡の場合 5,000 円
- 第 3 条 災害その他については、理事会に於いて適時決定する。

第 2 章 旅 費

- 第 4 条 会員の公用上の旅費、その他に付随する諸費用は全て会員の負担とする。

第 3 章 金銭出納に関する規定

- 第 5 条
1. 会費及び登録料その他の納金は全て銀行当座に入金する。支払いは、担当委員長から支払伝票を発行（請求書添付）専務理事もしくは総務委員長が検印の上、支払う。
 2. 支払いは原則として銀行振込とする。